

関係委員意見聴取書面	
関係委員 (敬称略)	(所属) 一般財団法人 電力中央研究所 サステナブルシステム研究本部 生物・環境化学研究部門 副研究参事
	(氏名) 阿部 聖哉
聴取日	令和6年12月6日(金)
聴取者	環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室 中山 審査官
要領2.(3) 利害関係者の除外	
・意見聴取しようとする事業に係る利害関係の有無。 利害関係 _____ 有 _____ ・ ☒ 無 _____	
要領2.(4) 秘密保持の承諾	
・環境影響評価法手続に基づき作成される図書に含まれる希少な動植物種の生息・生育地の情報その他の秘匿すべき情報を外部にもらさない旨の承諾。 _____ ☒ 承諾 _____ ・ _____ 非承諾 _____	
<関係委員意見概要>	
・生態系のオジロワシについて ・生態系のチュウヒについて	・生態系の解析手法について、統計モデルによる解析ではないため、記載を修正すべきと思料するが、解析手法と結果、総合考察については、概ね妥当である。 ・ただし、オジロワシは風力発電設備への衝突事例が多い鳥種であることから、生態系の観点だけではなく、鳥類の飛翔の観点からも、風力発電設備の配置の妥当性は考慮した方がよい。 ・行動圏解析やMaxEnt 解析の手法と内容について、環境影響評価準備書としては概ね問題はないが、チュウヒへのリスクが高い本事業では、マクロ的な視点も入れて解析することや補正を行うことも考えられる。 ・準備書の調査結果からは、チュウヒの営巣や飛翔の場所が、各年の調査で異なる傾向が見られることから、複数年の調査結果を踏まえて行うべきであり、再解析を行う必要がある。また、事後調査についても、個体群が営巣するまれな環境であることから1年間だけではなく、複数年での影響を把握することも考えられる。※「猛禽類保護の進め方(改訂版)(平成24年12月環境省)」や「チュウヒ保護の進め方(平成28年6月環境省)」では、営巣中心域は調

査期間の統合、高利用域はシーズン毎に解析となっているが、令和3年のみが提示され、年によって変わってくる可能性が考慮されていない。

- 単年毎の行動圏解析結果においても、風力発電設備の No. 6 と No. 10 は、チュウヒのペアの営巣中心域と重複しているため、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」に倣い、風力発電設備の配置は見直すべきである。複数年の解析とすると、東側エリアの風力発電設備の配置は、全体的に見直す必要が生じると考えられる。
- 他方、中央エリアの風力発電設備 No. 5 の配置とチュウヒのペアの高利用域が重複しており、おそらく草地間を移動する等の飛翔によるものと推測するが、繁殖時期での工事等に配慮すれば、風力発電設備の配置の見直しは必須ではないと考える。
- なお、チュウヒの飛翔高度は比較的低く、本事業の風力発電設備の地面からブレード下端までの高さが 50～60m となっているため、風力発電設備への衝突リスクは（計算上）比較的小さい値が出る。ただ、過去の事例では必ずしも当たっていないというわけではない。